

◎新潟県告示第718号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び佐渡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和元年12月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 区域の名称

栄町(2)急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から32号までを順次結んだ線及び標柱32号と1号を結んだ線に囲まれた区域

佐渡市加茂歌代

字福浦

1235番1	1号
1235番2	2号
1232番2	3号及び4号
1225番	5号から9号まで
1226番	10号
1235番5	31号及び32号

字畑ケ田

1254番1	11号及び24号
1255番2	12号及び13号
1256番	14号
1257番1	15号
1258番	16号及び17号
1246番9	20号
1255番4	21号
1255番9	22号
1255番10	23号
1254番5	25号及び26号
1254番9	27号
1245番12	28号
1245番15	29号
1245番2	30号

字蔵川内

174番2	18号
-------	-----

字堂の前

172番2	19号
-------	-----